

広島県訓令第第六号

本 庁
地 方 機 関

公用文に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

公用文に関する規程の一部を改正する訓令

公用文に関する規程（昭和五十七年広島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。
別記様式第二号二例二十三説明事項三のハ中「氏名」の下に「並びに所在地」を加え、同
説明事項三のホ中「氏名」の下に「及び住所」を、「名称」の下に「及び所在地」を加え、同
説明事項五中「（昭和三十七年法律第六十号）第五十七条第一項」を「（平成二十六年
法律第六十八号）第八十二条第一項及び行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百二十九号）
第四十六条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。